

# 1 学校防火査察の実施と指導

## (1) 県教育委員会の実施要項

- ① 学校が行う学校防火診断の実施の徹底と指導をする。
- ② 無人校をなくすよう宿日直代行員の設置促進を指導する。
- ③ 木造校舎のうち、小学校32校、中学校19校、計51校を対象として、県教育庁義務教育課管理主事、消防署員が中心となって学校防火査察を行い、代行員の設置、査察結果の改善事項について市町村に要請する。
- ④ 防火に関する広報活動を強化し、防火思想の高揚を図る。

## (2) 市町村教育委員会に対する指導

- ① 小学校・中学校宿日直代行員、警備員の配置を促進する。
- ② 防火診断を計画的、科学的に実施し、防火体制を強化する。
- ③ 学校管理体制を検討し、教職員並びに宿日直代行員の宿日直勤務の厳正を期する。
- ④ 防火に関する施設・設備の改善を図り、その適切な活用に努める。

# 2 学校防火診断の実施

## (1) 学校防火診断実施のねらい

各学校ごとに防火に関する自己診断を行い、防火体制、消火計画その他について診断結果の評価をなし、問題点の発見に努めるとともに、これが対策を講ずることによって平常の防火管理を強化し、学校火災の発生を未然に防止するため、学校防火診断を毎年5月1日、12月1日を中心として実施している。

## (2) 防火診断の内容

- ① 防火体制
  - ア 消火計画が適正に作成されているか。
  - イ 消火通報伝達の方策が樹立され、避難訓練が定期に実施されているか。
  - ウ 防火管理は適切になされているか。

## 小・中学校における宿日直の状況

昭和51年4月調査

調査事項	区分	宿 直		日 直	
		小学校	中学校	小学校	中学校
学 校 総 数		683	266	683	266
教職員が宿日直を行っている学校		0	0	0	0
内 訳	教職員のみが行っている	0	0	0	0
	教職員が行っている日もあるが他の人が行っている日もある	0	0	0	0
教職員が宿日直を行っていない学校		683	266	683	266
内 訳	校内に人がいない	140	28	245	79
	宿日直を行っていないが、校内に学校職員の住居がある。	103	25	127	34
	警備員が宿日直を行っている	0	0	0	0
	用務員が宿日直を行っている。	37	25	37	15